

電気通信事業紛争処理委員会からのお知らせ！

無線局の開設等に伴う混信防止の協議が難航した場合には、当委員会が相談に応じます。

1. 制度の趣旨

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月30日に電気通信設備の接続等をめぐる電気通信事業者間の紛争を迅速、円滑かつ公正に処理する専門組織として総務省に設置されました。

近年、無線局の増加等に伴い周波数のひっ迫が進行する中、無線局を開設し又は無線局の周波数等を変更しようとする者と既設の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するための調整が必要となる場合があります。この調整は、従来、当事者間の協議に委ねられており、1年以上の長期にわたる事例も生じていました。

そこで、このたび、この調整が円滑に進むようにするため、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の制度が創設されました。

2. 対象となる無線局

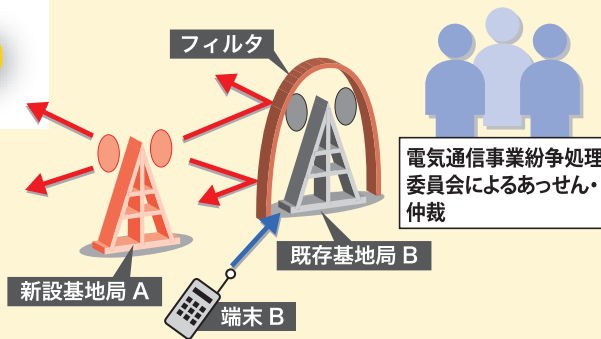
あっせん・仲裁の対象となる無線局は、次の①から⑦までのいずれかに該当する業務を行うことを目的とする無線局です。

- ① 電気通信業務 ② 放送の業務 ③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
- ④ 電気事業に係る電気の供給の業務 ⑤ 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- ⑥ ガス事業に係るガスの供給の業務 ⑦ MCAを使用する業務

● 想定される事例

新設基地局Aの発射電波が、既存基地局Bの通信を妨害。

- ➡ ① 電気通信事業紛争処理委員会によるあっせんにより、Bにフィルタを挿入することで両者合意。
- ➡ ② 電気通信事業紛争処理委員会がフィルタの挿入に係る費用負担について仲裁。



ポイント（あっせんと仲裁の違い）

あっせんの制度は、あっせん委員が両当事者の間に入り、あっせん案を提示する等両当事者の合意の成立に向けて協力することにより、紛争の迅速な解決を図る制度です。**あっせんは、裁判及び仲裁の手続よりも簡易な手続により行われます。**

仲裁の制度は、仲裁委員が厳格な手続により仲裁判断を行うことで紛争の解決を図る制度です。**仲裁判断には確定判決と同一の効力が発生し、仲裁判断が命ずる給付は執行決定により強制執行の対象となります。**

あっせん・仲裁等に関するQ&A

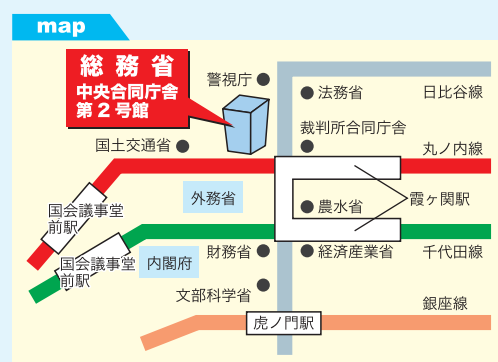
- Q** 相談やあっせん・仲裁の利用は有料ですか。
- A** 無料です。
- Q** 電気通信事業者ではない者も利用できますか。また、あっせん・仲裁を申請する場合の窓口は、どこですか。
- A** 放送事業者など電気通信事業者以外の者も利用できます(表頁の対象となる無線局を御参照ください)。また、申請窓口は、総務省総合通信基盤局総務課です(申請しようとする者の住所を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所の総務課を窓口とすることもできます。)
- Q** 企業名などは公開されますか。
- A** あっせん・仲裁の手続は、原則として非公開で行われます。ただし、あっせんや仲裁の終了後には、今後の参考になるよう、当事者に御了解いただいた範囲で事案の概要等を公開しています(御了解なしに具体的内容を公開することはありません。)
- Q** 新規に無線局を開設する者同士の混信防止の協議が難航した場合は、あっせん・仲裁の制度を利用できますか。
- A** あっせん・仲裁の制度の対象としていません。

連絡先等

無線局の開設等に伴う混信防止の協議が難航した場合は、まず電気通信事業紛争処理委員会事務局にお問い合わせください。相談に幅広く応じ、アドバイスや参考情報の提供を行います。



〒100-8926
 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
 中央合同庁舎第2号館 総務省4階
 電気通信事業紛争処理委員会事務局



TEL : 03-5253-5500 FAX : 03-5253-5197
 E-mail : soudan@ml.soumu.go.jp
 URL : <http://www.soumu.go.jp/hunso/>